

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例

四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第5章の2まで（略）</p> <p>第6章 雑則（第46条—<u>第52条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第53条</u>・<u>第54条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第51条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反内容並びに公表</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章の2まで（略）</p> <p>第6章 雑則（第46条—<u>第51条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第52条</u>・<u>第53条</u>）</p> <p>附則</p>

の手続は、別に定める。

第 5 2 条 (略)

第 5 3 条 (略)

第 5 4 条 (略)

第 5 1 条 (略)

第 5 2 条 (略)

第 5 3 条 (略)

附 則

この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

(消防本部予防保安課)